

山口市井戸水等利用者物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている井戸水等を利用する市民や事業者等に対し、山口市井戸水等利用者物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 井戸水等 井戸水、谷水及び山水等を水源として給水施設により供給される水をいう。
- (2) 市民や事業者等 市内に生活の本拠を置き、日常の生活を継続して営んでいる個人並びに市内において継続して活動を行う事業者及び団体（自治会、NPO 法人等）をいう。
- (3) 給水施設 水源（井戸その他これに類するもの）に接続し、水の揚水、貯水又は配水に必要なポンプ、貯水槽、配水管その他の一切の設備をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本市が物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金を活用して実施する水道基本料金の減免（令和8年7月検針分から令和8年10月検針分）の対象とならない者のうち、申請時において井戸水等を利用している市民や事業者等とする。ただし、官公署及び官公署が所有する施設の指定管理者を除く。

- 2 同一の建物に居住し、又は当該建物を利用する者の中に、水道料金の減免措置の対象となる者がいる場合には、同居者又は共同利用者についても、当該建物に係る支援金の交付対象外とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、5,000円とする。

(交付申請及び請求)

第5条 交付対象者は、山口市井戸水等利用者物価高騰対策支援金申請書兼請求書（以下「申請書兼請求書」という。）（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書兼請求書の受付期間は、令和8年7月27日から同年12月25日までとする。
- 3 申請は、申請者と同一住所に居住する者が複数いる場合であっても、1住所につき1回限りとする。ただし、同一敷地内に複数の建物があり、各建物が利用する水源（井戸等）が相互に独立していると認められる場合は、この限りでない。

4 複数の者が共同で1つの井戸その他これに類する給水施設を利用する場合の申請は、当該給水施設ごとに1件とする。当該申請は、利用者のうちから選任された代表者が行うものとする。

(交付決定及び不交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは速やかにその内容を審査し支援金を交付することが適当であると認めるときは、山口市井戸水等利用者物価高騰対策支援金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときは、山口市井戸水等利用者物価高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定を取り消し、山口市井戸水等利用者物価高騰対策支援金交付取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(1) 第3条に規定する要件に該当しないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) 市長が支援金を支給することが適当でないと認めたとき。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取消した場合は、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。